

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【会社名】	日特建設株式会社
【英訳名】	NITTOC CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中森 保
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座8丁目14番14号
【電話番号】	東京03(3542)9126番
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長兼任経理部長 川口 利一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座8丁目14番14号
【電話番号】	東京03(3542)9126番
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長兼任経理部長 川口 利一
【縦覧に供する場所】	日特建設株式会社 札幌支店 (札幌市厚別区大谷地東4丁目2番20号(第二西村ビル)) 日特建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅3丁目21番4号(名銀駅前ビル)) 日特建設株式会社 大阪支店 (大阪市北区万歳町4番12号(浪速ビル)) 日特建設株式会社 九州支店 (福岡市博多区下川端町1番3号(明治通りビジネスセンター)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成24年6月28日開催の当社第65期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金1円

第2号議案 定款一部変更の件(1)

1. 今後の事業内容の多様化に備えるため、事業目的に「産業廃棄物処分業」を追加するものであります。
2. 現行定款第6条の乙種優先株式に係る発行可能株式総数、現行定款第8条の乙種優先株式に係る単元株式数、現行定款第2章の2の乙種優先株式の内容の定め、及び現行定款第19条の2の種類株主総会に関する定めを削除するものであります。なお普通株式に係る発行可能株式総数は、現行定款の普通株式に係る発行可能株式総数の1億8,000万株とするものであります。
3. 上記変更に伴う条数の変更等所要の変更をおこなうものであります。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

1. 第2号議案に係る定款変更後の定款第8条の単元株式数を100株に変更するものであります。
2. 第2号議案に係る定款変更後の定款第6条の発行可能株式総数を5,000万株とするものであります。
3. 上記定款変更の効力発生日を平成24年10月1日とする附則を新設するものであります。

第4号議案 株式併合の件

併合する株式の内容

1. 併合する株式の種類

普通株式

2. 併合する株式の割合

発行済の普通株式について4株を1株の割合をもって併合するものであります。

3. 株式併合の効力発生日

平成24年10月1日

第5号議案 取締役7名選任の件

取締役として、中森保、荒井民雄、屋宮康信、三橋一雄、迫田朗、山下晃及び田畑滋を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、水川聡を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	101,461	12,180	0	（注）1	可決（89.3%）
第2号議案	112,885	756	0	（注）2	可決（99.3%）
第3号議案	112,596	1,045	0	（注）2	可決（99.1%）
第4号議案	111,631	2,010	0	（注）2	可決（98.2%）
第5号議案				（注）3	
中森 保	112,489	1,152	0		可決（99.0%）
荒井民雄	112,733	908	0		可決（99.2%）
屋宮康信	112,737	904	0		可決（99.2%）
三橋一雄	112,736	905	0		可決（99.2%）
迫田 朗	112,742	899	0		可決（99.2%）
山下 晃	98,302	15,339	0		可決（86.5%）
田畑 滋	98,304	15,337	0		可決（86.5%）
第6号議案				（注）3	
水川 聡	112,879	762	0		可決（99.3%）

- （注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上